

保存期間延長理由に係る凡例

- 1 現に監査、検査等の対象となっている公文書ファイル等
- 2 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされる公文書ファイル等
- 3 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされる公文書ファイル等
- 4 長野県情報公開条例第5条の公開の請求及び長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第10条の開示の請求のあった公文書ファイル等
- 5 職務の遂行上保存期間の延長が必要であると公文書管理者が認める公文書ファイル等